

第 41 号議案

愛南町手数料徴収条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町手数料徴収条例の一部を改正する条例

愛南町手数料徴収条例(平成16年愛南町条例第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第14号中「登録手数料」を「登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の登録の申請があったものとみなされた犬の登録を除く。)に係る手数料」に改め、同項第16号中「第1条の2」の次に「又は動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項」を加え、「再交付手数料」を「再交付に係る手数料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の愛南町手数料徴収条例の規定は、令和4年6月1日から適用する。

令和4年9月9日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、愛南町手数料徴収条例を改正する必要があるため。

愛南町手数料徴収条例 新旧対照表

現 行	改 正 後(案)
<p>第1条 略 (種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の<u>登録</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p style="text-align: center;"><u>手数料</u> 1頭につき</p> <p>3,000円</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2 _____</p> <hr/> <p style="text-align: center;">_____の規定に基づく犬の鑑札の<u>再交付手数料</u> 1頭につき</p> <p>1,600円</p> <p>(17)～(37) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条 略 (種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の<u>登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により狂犬病予防法第4条第1項の登録の申請があったものとみなされた犬の登録を除く。)</u>に係る手数料 1頭につき</p> <p>3,000円</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2 <u>又は動物の愛護及び管理に関する法律第39条の7第6項</u>の規定に基づく犬の鑑札の<u>再交付に係る手数料</u> 1頭につき</p> <p>1,600円</p> <p>(17)～(37) 略</p> <p>2～6 略</p> <p>以下 略</p>